



備註：

- 一、有關建築物之用途分類，依建築物使用類組及變更使用辦法之類組定義、使用項目規定辦理。
- 二、改善方式符號說明：
  - (一)「○」：應依現行法令規定辦理改善。
  - (二)「△」：應依第二十五條規定辦理改善。
  - (三)「×」：免辦理檢討改善。

### 修正說明：

一、為配合一百零七年十月十七日修正發布之各類場所消防安全設備設置標準(以下簡稱設置標準)納入一一九火災通報裝置等消防安全設備，爰增列簡易自動滅火設備、一一九火災通報裝置、防災監控系統綜合操作裝置、冷卻撒水設備及射水設備為改善項目，並酌作順序調整。

二、增列之消防設備改善項目及其改善方式說明如下：

- (一) 簡易自動滅火設備：查設置標準第十八條第二項規定所定應設置簡易自動滅火設備之餐廳、榮譽國民之家、長期照顧服務機構(限機構住宿式、社區式之建築物使用類組非屬 H-2 之日間照顧、團體家屋及小規模多機能)、老人福利機構(限長期照護型、養護型、失智照顧型之長期照顧機構、安養機構)、護理機構(限一般護理之家、精神護理之家)、身心障礙福利機構(限照顧植物人、失智症、重癱、長期臥床或身心功能退化者)，其建築物使用類組分屬 B-3、F-1、F-2、H-1、H-2 範疇，復考量餐廳排油煙設備火災案例、老人福利機構等場所收容人員屬避難能力較低之族群，為避免廚房排油煙管及煙罩長期吸附油垢未清理易肇致火災發生並產生擴大延燒情事，爰規定上開類組場所應依現行法令規定辦理改善，俾利初期滅火。
- (二) 一一九火災通報裝置：查設置標準第二十二條之一規定所定應設置一一九火災通報裝置之醫院、療養院、榮譽國民之家、長期照顧服務機構(限機構住宿式、社區式之建築物使用類組非屬 H-2 之日間照顧、團體家屋及小規模多機能)、老人福利機構(限長期照護型、養護型、失智照顧型之長期照顧機構、安

養機構)、護理機構(限一般護理之家、精神護理之家)、身心障礙福利機構(限照顧植物人、失智症、重癱、長期臥床或身心功能退化者),其建築物使用類組分屬 F-1、F-2、H-1、H-2 範疇,為利即時通報火警訊息至當地消防機關派遣救災,爰要求依現行法令規定辦理改善。

- (三) 防災監控綜合操作裝置:按建築技術規則建築設計施工編第二百五十九條規定明文高層建築物應設置防災中心,又設置標準第二百三十八條第三款規定防災中心應設置防災監控系統綜合操作裝置,爰設於上開高層建築物者均應設置防災監控系統綜合操作裝置,俾整合火警受信總機、緊急廣播、通話連絡、緊急發電機、探測器、滅火設備及排煙設備等於一整合介面,以利監控或操作硬體及軟體設備,有效提供消防人員搶救資訊輔助救災行動,爰規定其改善方式依現行法令規定辦理改善,另考量 F-4 類組為限制個人活動之戒護場所,如:勒戒所、監獄、看守所、感化院等,該等場所無達到應設置本項設備之規模,爰規範其免辦理檢討改善。
- (四) 冷卻撤水設備及射水設備:考量公共危險物品儲槽場所、可燃性高壓氣體製造場所等 I 類場所,因其火載量大、危險性高,為避免上開場所擴大延燒,造成重大事故,爰規定應依現行法令規定改善設置是項設備。

三、備註酌作文字修正。

# 現行附表

## 第二條附表二：消防設備改善項目、內容及方式

改善項目 改善方式 類組別			消 防 設 備 類																			
			室 消 栓	內 防	自 撒 設	動 水 備	火 自 警 設	警 動 報 備	緊 廣 設	急 播 備	標 示 備	緊 照 設	急 明 備	避 器	難 具	瓦 漏 火 自 警 設	斯 氣 警 動 報 備	排 設	煙 備	滅 器	火	緊 電 配
A類	公共集會類	A-1	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		A-2	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
B類	商業類	B-1	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
		B-2	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		B-3	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		B-4	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
C類	工業、倉儲類	C-1	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		C-2	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
D類	休閒、文教類	D-1	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		D-2	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		D-3	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		D-4	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		D-5	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
E類	宗教類		△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	
F類	衛生、福利、更生類	F-1	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
		F-2	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		F-3	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		F-4	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○
G類	辦公、服務類	G-1	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		G-2	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		G-3	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	×
H類	住宿類	H-1	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
		H-2	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○
I類	危險物品類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備註：

一、有關建築物之用途分類，依建築物使用類組及變更使用辦法之類組定義、使用項目規定辦理。

二、改善方式符號說明：

(一)「○」：應依現行法令規定辦理改善。

(二)「△」：應依本辦法第二十五條之規定辦理改善。

(三)「×